

千葉県告示第868号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

平成28年11月8日

千葉市長 熊谷俊人

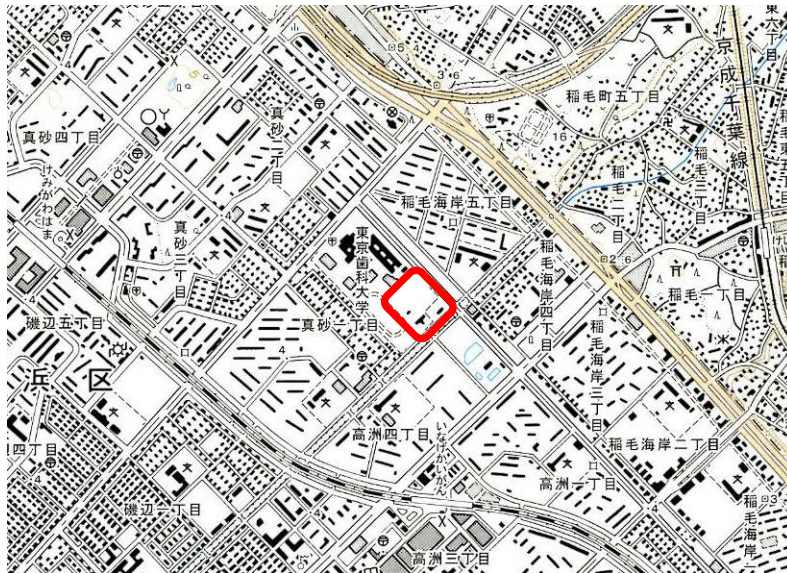
1 形質変更時要届出区域

千葉市美浜区真砂一丁目2番の一部、3番の一部（別図のとおり）

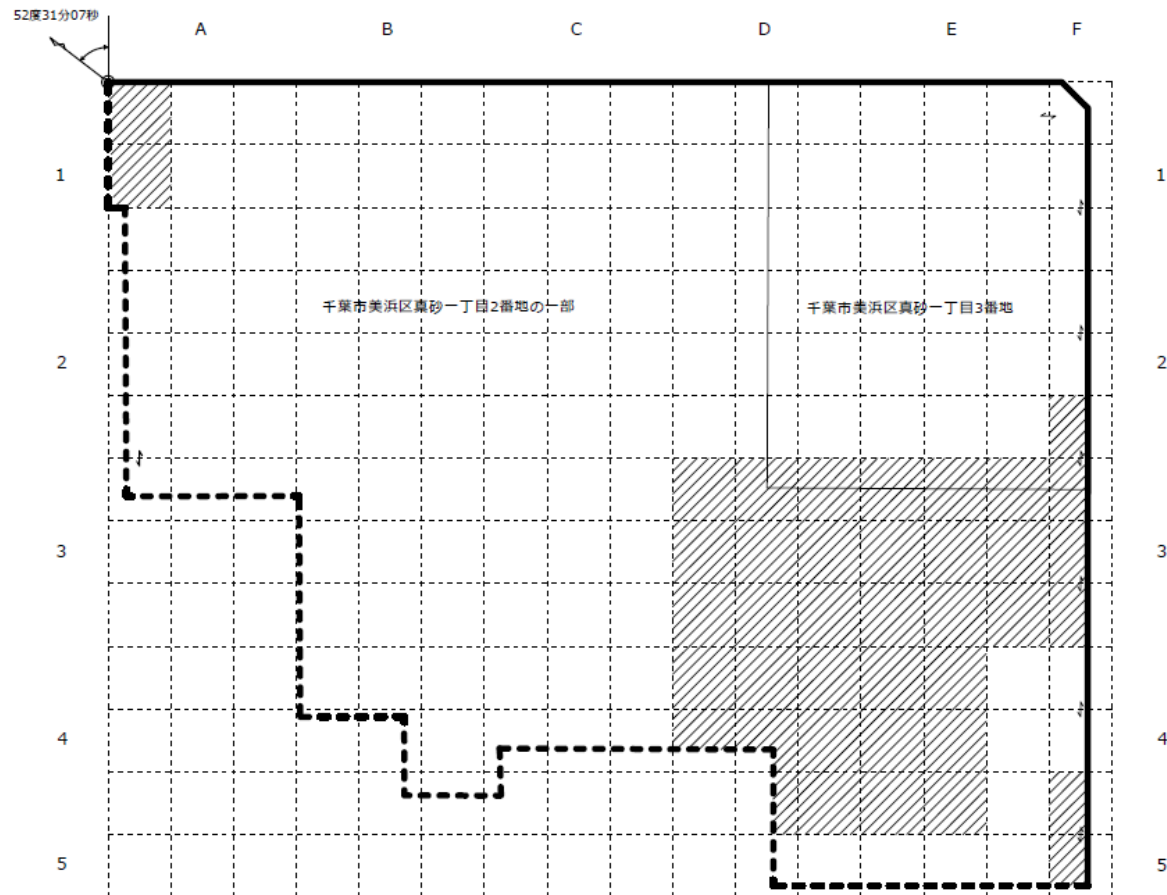
2 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下、「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類


(1) ふっ素及びその化合物

(別図)



(出典: 国土地理院発行2万5千分の1地形図(千葉西部))



- 【凡例】
-  対象地
- 【起点】
- 起点は、千葉県美浜区真砂一丁目2番地の一部の最北端とする。
- 【対象地の面積】
- 3,641.10㎡
- 【格子の回転角度（52度31分07秒）】
- 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。